

特定建築物排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事	平成 25 年 12 月 20 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡五反田39-1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 医療法人 社団 医聖会 理事長 真鍋 克次郎

工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築				
工事着工予定年月日	平成 26 年 1 月 15 日				
工事完了予定年月日	平成 27 年 1 月 15 日				
特定建築物 の概要	名 称	医療法人 社団 医聖会 / 学研都市病院 病棟増築			
	所 在 地	京都府相楽郡精華町精華台7丁目4-1, 4-8, 4-9			
	構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上 4 階 地下 一 階	
	敷地面積	22,434.47平方メートル	高 さ	20.86メートル	
	建築面積	1,839.82平方メートル	床面積の合計 (増築部分の床面積)	24,329.38 平方メートル (6,241.48 平方メートル)	
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル		
		ホ テ ル 等			
		病 院 等	6,241.48㎡		
		物品販売業を営む店舗 等			
		事 務 所 等			
学 校 等					
飲 食 店 等					
集 会 所 等					
工 場 等					
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果	BEE = F.2 A				

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 〇立方メートル
	使用する用途		
	府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)		〇立方メートル
	府内産木材等の使用基準量		〇立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量		〇立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積		〇平方メートル
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量	
	①太陽光	32,010	メガジュール
	②風力		メガジュール
	③水力		メガジュール
	④地熱		メガジュール
	⑤太陽熱		メガジュール
	⑥バイオマス		メガジュール
	⑦その他()		メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	32,010	メガジュール
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置		概	要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	屋根：高密度ポリスチレンフォーム t=30 外壁：吹付ウレタンフォームA種1 t=25		
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	Low-Eガラス、ペアガラス		
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明、Hf蛍光灯の採用		
<input checked="" type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	リサイクル材料の使用		
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水型衛生器具の採用		
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用			
<input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用	軽量間仕切りの使用により将来の間仕切り変更に対応 外装：陶磁器質タイル		
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	ノーワックスタイプのビニル床シートの採用 バルコニーや屋上に設備機械を設置		
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施	緑地面積を30%確保 既存植樹を敷地内に移植		
<input checked="" type="checkbox"/> その他	空間にゆとりをもたせた計画とした		

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを利用するために導入しようとする設備の内容

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により産出した数値を記入の上、その産出の根拠となる資料を添付してください。